

参議院人事・地方行政連合委員会 會議録第一号

昭和二十八年八月四日(火曜日)午後四時九分開会

委員氏名

人事委員

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君 理事 千葉 信君
松岡 平市君 吉野 信次君
溝口 三郎君 山川 良一君
岡 三郎君 紅露 みつ君
後藤 文夫君

地方行政委員

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君 理事 堀 末治君
理事 哲二君
愛知 一君 西郷吉之助君
高橋進太郎君 長谷山行蔵君
小林 武治君 島村 軍次君
秋山 長造君 若木 勝蔵君
松澤 兼人君 吉米地義三君
加瀬 完君

出席者は左の通り。

人事委員

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

松岡 平市君
吉野 信次君
溝口 三郎君
岡 三郎君
紅露 みつ君
後藤 文夫君

地方行政委員

委員長 内村 清次君

委員

衆議院議員

小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
加瀬 完君

政府委員

郵政大臣 塚田十一郎君
人事院事務総局長 堀本 忠男君
自治庁財政部長 武岡 憲一君

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本日の會議に付した事件
一部を改正する法律案(衆議院提出)
〔人事委員長村尾重雄君委員長席に着く〕

○委員長(村尾重雄君) これより一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、人事地方行政連合委員会を開会いたします。

先例によりまして私が委員長職務をつとめることにいたします。各委員のかたに御質疑をお願いいたしますと存じます。

○加瀬完君 昨日の人事文部合同委員会で御説明を承りますと、

一、高等学校は専門教育をする故、専門知識が必要である。又、高等学校教員は負担が重い。
二、高等学校は教えられないが小中学校ならば誰でも教えられれる。このよ

うに専門的知識を教えるから高校は給与が高いのは当然である。

三、この給与体系は将来に對しての職域差を認めたものであつて、旧來の凹凸不合理者のすべてに該當するものではない。

四、高等学校を優遇しても小中学校教師の需給關係に影響は来さない。又、政府答弁の中に、賃金とは労働に對する報酬である。

以上の諸点が明言されたのでありますが、兩者とも昨日の答弁に間違いないかどうか。念のためもう一度伺います。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 賃金の点も私のほうから答弁したのであります。が、間違いないと思ひます。

○加瀬完君 お間違いないというところであるならば、次の点を伺ひます。在來あつた高等学校の不利者を是正するために職域差を認めたと解してよろしいか。小中学校は特に専門的知識は要らないと解していいか。小中学校と高等学校との給与に差別を認めることは、同一労働、同一賃金の原則からして、小中学校の労働は低いものであつて、高等学校の労働は高度なものであると認めることとなるのか。その点を……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 第一のお尋ねであります。將來に向つて高等学校が小中学校より有利になるという、こういうことで、この法律案は提出したわけでありましたけれども、四級から九級に含まれてゐるものは從來の不利な立場も是正される。こういう結果が生ずることになることもあるのであります。建前といたしましては、將來に向つて職域差を認めて、高等学校のほうが小中学校より少しく有利になつてゐる。こういうことでござい

ます。それから第二の小中学校においては専門的知識は全然不要なのかというお尋ねであります。勿論どのどの学校におきましても、専門的知識の下に教授をし、或いは人格の完成ということとは必要だと考へておられますが、小中学校よりも高等学校におきましては、専門化すると言ひますか、その度合が濃ひ。こういうような観点に立つておるわけであり

ます。第三のお尋ねであります。賃金が労働に對する報酬であるということだとすれば、高校は労働が高度と認めるかというお尋ねと承りました。第一、第二に申上げましたように、専門化しておりますので、それに対する準備研修、こういうような点などを見まします。労働が高度と言ひますか、そういう方面から見れば、そういうように考へられると思ひます。尤もこの困難性とか複雑性とかいうことで、これを全部に亘つて詳細に検討いたします場合には、見方によりましては或いはこれの区別というものは付きかねると思ひますが、少くとも、教師として又、労働者としてという見方から見れば負担が重い。こういうように考へておるわけであり

ます。○加瀬完君 提案者の昨日の説明では、こういう言葉を使つております。高等学校は教えられないが小中学校なら私にも教えられれる。このように専門的知識を教えるから高等学校は給与が高くていい。只今の御説明を承りますしても、専門的な度合、濃度が高等学校のほうが高いとおつしやいますけれども、その専門的濃度というのはいく何を指してそうおつしやるのかを、もう少し詳しく御説明頂きたいというのが一点。

それから、現在、高等学校が問題になつておりますのは、小中学校と較べて非常に不利者が多いので、この是正を何とかしてもらわなければ困るといふのが主眼じゃないかと思ひます。それはそのまゝにしておいて、結果としては幾分か是正されるであらうというまゝにしておいて、將來に對してただ高等学校を職域的に優遇する方法をとつたのはどういふわけかということが、重ねてお尋ねをしたい第二点であります。御説明の賃金の法則をそのまま行ふならば、当然、高等学校と小中学校の賃金の差別というのができるならば、労働の価値も違つて来るというふうに解するのが當然です。どうして違ふのかということをもう少し説明をして頂きたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 昨日申上げたことで、私もできるというようなどとはちよつと輕率かと思ひますが、こういう意味で申上げたのでございします。これはもう学問的な問題でないかも知れませんが、小中学校の先生

方が仮に代つて、全部高等学校のほうで教えるという場合と、又高等学校の先生が代つて、中小学校で皆教えるという二つの場合を考えた場合には、高等学校の先生方ならば、大部分は中小学校に行つて教えられることができるのじやないか。併し中小学校の人が必ずしも高等学校に行つて、高等学校で教えるということができるかどうかというのを考えますと、そういう点で、少くも中学校、小学校の先生方が高等学校に行つた場合のほうが、教えられることが少いのじやないか。これは実は私は簡単に私の場合をとつて申上げたのであります。専門的知識というふうなお尋ねでありました。が、やはり高級の学校に進むに従ひまして、普通の教科科目におきまして、非常に深くなると言いますか、分化して来ると言いますか、そういう点で濃度という言葉が当てはまつて来るかどうか知りませんが、教えて行く上におきまして、非常に準備やらそれに対する予備知識、勉強と、こういうことがなければ、教えられるほうも相当学問的に頭が榮達しておるもので、教えるほうの負担、こういうものが加わつて来る、こういうことを申上げたのであります。

第二に、高等学校に不利をこうむつておる者がたくさんあるにかかわらず、その不利だけを是正するという手段を先にとらずに、こういう法律を出して、そうして給与に少くも区別をつけて、その結果が不利は正にも役立つであらうというふうなことも、不利は正の面を先にとりかかつて直すべきじやないか、こういうふうな

なお尋ねだと思ひますが、四、五年間これに亘りまして不利がありましますので、これは是正につきましても、私どももいたしまして、これは早急にやらなくちゃいけない、こういうことを考えておつたのであります。併しながらこれは人事院の規則或いは細則によつて或る程度は正できるのであります。ところが給与法にもありますように、教育職員の特許性に基いて、人事院は、税務職員とか警察職員とか、その他と同じように特別俸給表を作つて、そして教育の特許性、教職員の特殊性という点について勧告をするような責任を課せられておるのであります。然るにこの勧告も最近まで出なかつた。或いは又、人事院で自発的にその不利の是正というのを、しばしば、私どももいたしまして、何とか方法を言つておつたのであります。が、自発的に人事院としてこの方法をとつて来ておらないのであります。こういう事態でありますという、私どももいたしまして、独立しておる人事院に対してその不利の是正というふうなことを強制するとか、或いは強く主張いたしまして、なか／＼それを聞いてくれんというふうなことのために、この不利は正というものが遅れて来ておるのであります。それは別個の職域の差というふうな観点から、こういう法律を提出したものであります。が、その結果が一応不利の是正にも役立つ、体系はこれは将来に向つてのものであります。過去の不利は正にも一応役立つ、こういうふうなことも含まれてはおりますが、こういう法律ができることによつて、やはり人事

院も、これは将来に向つて、或いは職域差を認めての法律でありますけれども、これと関連して、やはり従来の不利の是正という点にも相当苦心を盡し、その方向へ措置をとるようになつて、こういうふうな私どもは確信しておるのであります。早く人事院でこういうことをしておいてくれるならば、私どももいたしまして、その不利は正が先になつたと思つたのであります。が、不利は正の点につきましても、私どももいたしまして人事院の措置に頼ることが非常に多い。そこで私どもは、それとは別個ではありますけれども、今までの体系上と變つて、三本建というふうなことで職域の差を認め、そして高等学校のほうを一号だけ優遇して行く、こういう方法をとることによつて、不利の是正のほうは別個に又人事院といたしまして措置がとれることを促進させる結果になる。こういうふうなことを考へております。

○加瀬亮君 やや議論めいて参ります。が、法律を作るならば、その目的とその影響するところというものを明確にして行かなければならぬと思ふ。提案者のおつしやるように、これは高等学校校に対する職域差を認めるというものが、この法律の目的らしくて、不利は正をするというものは、ただ何パーセントかという結論として不利は正も出て来るという結果の問題にしか過ぎない。で、不利は正をするという目的でこの法案は作られたのじやなく、高等学校と中小学校に対する職域差をはつきり打ち出すということで作られたと了解してよろしいと思ひます。

○衆議院議員（赤城宗徳君） その通りでございます。

○加瀬亮君 それからもう一つ明確にしておきたいのは、提案者のお言葉から察しますと、高等学校のほうで、只今教員として資質の優秀なものを必要とする。比較的言ふならば、中小学校義務教育は、高等学校の教員よりやや資質の劣つておるものでもいいというふうな潜在意識があるように思ひますが、もう一度申上げますと、高等学校は優秀な教員でなければならぬが、中小学校は、高等学校よりやや資質が劣つておつてもやつて行けるのじやないかというお考えですか。

○衆議院議員（赤城宗徳君） これは小学校、中学校、高等学校、それ／＼その目的に向つて進んでおりますので、資質が優良だから高等学校に必要だ、高等学校の教員は、より資質が優良だ、或いは中小学校は資質が優良でなくてもいいという、そういうことではございません。おの／＼小学校なら小学校に適したかたもありましようし、中学校に適しておる人もありましようが、そういう資質というよりも、教えて行くための能力と言いますか、能力を常に磨いて行くという、訓練して行くと言いますか、そういうところに差を認めておるのであります。必ずしも、資質ということになりますと、資質の観点から私のほうから申上げて、非常に議論じみて来るのであります。が、資質という点になりますと、これは非常にむずかしい、観点によりましてはむずかしい問題になると思ひます。

○加瀬亮君 同じことだと思ひます。資質と言つて、能力と言つて、大して提案者の考へておることには

てもいいというわけではございませんで、小学校なら小学校として、何といいますが、幼い子供を育てて行く、こういうふうな能力は必要でありまして、中学校なら中学校といいたしまして、中学校にふさわしい能力がこれに必要でありまして、併しながらその平均的な能力それ以上に、高等学校におきましては、専門的な、分化するような専門教育をしなければいけないというふうなところに負担がある、こういうふうなことを考えております。

○加瀬完君 それはおかしいと思うのです。小児科の医者と大人の医者とどこに能力の差がありますか。小さい年令期の子供を教えることと、大きな年令期の子供を教えることと、それらは違つた専門的な場面というところは区別がつくかも知れませんが、それによつて能力なり資質なりが、それによつて優劣をつけていいという条件にはならないと思う。逆に、私は申上げますが、そうなつて参りますと、結論におきましては、待遇のいいほうに行くのは人情でありますから、高等学校に人材が片寄るということはどうしても否定することはできません。そうではなくて、高等学校に行くような優秀なものが、更に小中学校の教員として立つて、小中学校の義務教育の、これは国民の九十何パーセントかはそれで終るところの完成教育でありますから、そういうものに携わらせるような方法を講ずること、どつちが一体日本の教育というものから考えて妥当な給与の方策であるかというのを考えるのですけれども、その点、提案者は、小中学校に資質や劣つておる者が行く傾向というものが全然ないというお

見込をどうしてお立てになつたのですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) それは学校によりまして教授内容や何か違つておりますので、資質という点から考えられないと、こういうふうな考えでおるのであります。例に引かれまして、小児科とほかの医者と違うような場合も、それはあります。けれども、併しそれは小児科は小児科としての目的がありまして、又ほかの医者はほかの目的があると思ひます。で、学校の目的がそれ、高段階に行くほど變つて来る。特に、中等学校以上、高等学校のところに専門教育というところもあるし、或いは普通教育におきまして専門化する、こういうことでありまして、そこにおいて差を設けた、こういう考へ方なのであります。

○加瀬完君 そういう考へ方があるとおつしやいまして、その考へ方が我々には背けないで、今適切な例ではないかも知れませんが、お医者さんの例をとるならば、子供だから小児科の医者は賃金が安くていい、大人なんだから大人の医者は、内科の医者、外科の医者は、小児科の医者よりも待遇されていいということを言つたら、その非常識を我々は笑われるだろうと思ふ。そこで、小、中学校の教員も大学の教授も同じような資質の者が携わることができるといふことのほうが、遙かに理想的であるといふことは、提案者も認めざるを得ないと思ふ。そうするならば、法律といふものや給与といふものが、そういうふうな理想の姿に全体が向くような方向に立てたほうがいいか、それとも、是正されているもの

のを、古い悪例にもう一回展すような、而も現実にはそれによつて何ら問題が解決できないような、三本建といふような方法をとるほうがよろしいのか、私にはその点がわからぬ。もう一度どういふ点が伺ひますが、小、中学校の教師にこの三本建といふものを強行して参りますときに、資質の劣つたものが傾向として多く入つて来るというところはない、こういう三本建といふことを施行した結果、小、中学校の教師はますます優秀なものが入つて来るのだという理由を明確に御説明頂きたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) どうも小児科と内科の例であります。そういうこととで、例えば地方自治といふものは非常に重大だと、日本の……

○加瀬完君 例はよろしいと思ひますから……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 日本の地方自治が、中央が大切か地方が大切かといふことになると、それは町村会議員が一番大切であり、国会議員よりも地方自治の確立のほうが大切だと、それならば給与も一つでいいじやないかといふようなことも落ちるのじやないか。(笑聲) こういうことも考えられるのです。それは別といたしまして、この法案を施行した場合に、小中学校に素質の劣つた者が多く入る傾向がないか、こういうお尋ねであります。これは幾分はそういうことかも知れませんが、教職員全体に對する待遇といふようなことを徐々にならして行きますれば、これは相対的には劣つておるかも知れませんが、一般の教職員のレベルといふものが上つて来ておるといふことになりますれば、やは

り中、小学校の教職員のレベルも上る、又それ以上に幾分高等学校のほうの教職員のレベルも上つて来る。こういうようなことも考えられると思ひます。その点、この法律ができたから中、小学校へは資質の劣つた者が行くようなことになる……或る程度は少しはそういう傾向があるかも知れませんが、全面的にそういう傾向になるとは考えられません。特に、先ほど前半に申し上げましたように、教職員の給与のレベルを向上するというような点を考えることによつて、その点は教職員のほうに全面的にいい人が入つて来る、こういうような方策もとれると考へております。

○岡三郎君 関連質問……、先ほど一番初めに昨日いわれました高等学校はできないけれども、中、小学校はできる、それを今日は誤解されては困るといふので、言い換へられたわけですね。で、その点について、この免許法では、先ほど東大の例が公述人から引かれましたけれども、新制大学を出た者は、小学校の教員には正規の免許証を持つて行けるか行けないかといふことについては、いけないのです。つまり先ほど言われたように、中学校、高等学校の先生を全部やめたら、中学校に行けるか、高等学校に行けるかといふことになる、それは専門職といつてもいろいろありまして、幾ら高い専門的な勉強をしても、教養課程といふものを積んでいなかつたならば、資格が正規に出されない。こういうことで、大学を卒業しても、小学校の正規の免状は出ていないわけですね。そういう点で、赤城さんのほうは、やはり教

育における一つの質といふものに対して非常に見解がまち／＼になつておられるのじやないか。こう思ふので、その点は明確にして頂きたいと思ひます。その点、如何ですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今のお話はよくわかるのですが、明確にすべきだといふ結論的なところをちよつとも一度……

○岡三郎君 つまり学校における教える内容、質といふものは、小学校、中学校、高等学校、それ／＼の分野があるわけなんです。ですから、そういう点について先ほどの例は適切でないわけなんです。高等学校を何されたかといふでも中学校へ行くことができるのだ、小学校へ行くことができるのだ、というような点について、若しもそれを立論にされて、そういうふうな職域差を認めるならば、これは間違つておられるのじやないかといふふうに考へておるのですが、その点について……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 御説の通り、高等学校の資格を持つてゐるからといつて、小学校を教える資格は又別に与らなければならぬといふことは、高等学校の資格を持つてゐるから小学校の資格を持つてゐるというわけには行かない、持つてゐない、こういうことなんではないですか。

○岡三郎君 その点で、先ほど非常に、それ／＼のあれを、赤城さんの立論で行けば、高等学校は小学校よりも上で、中学校より上だ、それは、段階的に、年令的には上になるわけだけれども、併しそれ／＼の教える立場といふものは、困難度といふものはそれぞれ角度は違つてゐる、非常に複雑性があるわけですね。そういう点で、教養課

程というものにおいて、単に大学を卒業したつてこれではできないのだという規定になつてゐるほど、教育というものはむずかしいわけなんです。単に専門的専門的といつても、教育においてはできないという観点を、やはり十分御理解して頂けないと、非常に困るのじやないかというふうにお尋ねしたのです。

もう一点は、何かしら全体的な立場で給与を論ぜられてゐる、高等学校のほうは資格の高い者が多く行き、中学校は少いから、職域差を設けてもいいのじやないか、こういうふうな御答弁があつたのですが、給与というものは個人に出されて行くわけで、やはり同一の学歴と同一の勤続をなされてゐるものは、どう考へても同一の給与であることが妥当ではないのか。これは人事院が二年有余研究を積まれて努力せられた結果においても、やはり同一学歴、同一勤年というものは同じにすべきである。それをとり分けて職域差によつてやるということになれば、それは学校教育法その他に鑑みて非常に至難であるというふうに論ぜられてゐるわけだ。そういう点で、給与というものについて今いろいろと御説明があつたわけですが、私の質問したいところは、今言つたように、個人々々の先生がやつて行く場合に、同一勤年、同一学歴というものは一緒にして行けないというわけですね。それはどこなんですか。

です。というのは、これは職域差がある、例えば特別俸給表を作つてあります。税務職員とか、警察職員とか、或いは船のほうの船員でありますとか、こういう特別俸給表が作られてゐる。やはり特別俸給表が作られるということは、職域の差を認めなければならぬということなんです。教育職員を一般俸給表から分離するということは、一つは一般公務員と教育職員の特殊性に鑑みてこれは分離したのであります。それから、これは職域差を一般公務員と分けたのであります。又、今度は学校の中で、私が前から申し上げておきますように、そこに差を認める、こういう立場にありまゐるので、同一学歴、同一勤年、こういうことは原則ではありますけれども、その原則に對して、或る程度の例外というものは、これは認めても差支えないのじやないか。例えば今の給与法の中でも、特に成績優良な者とか、例外的な規定によつて昇給するといふような例外もあるものでありますので、原則は勿論御説の通り同一学歴、同一勤続年数、こういうふうなことで行くべきだと思いますけれども、それに対する例外というものがあつてもいいのだ、こういうふうな考へておるわけでありま

ろと給与の別表が作られる。これも職域差というのではないのです。職域差といわれれば、これはおかしいと思ふ。全然異種の、形の違つた職業の中で、特殊のものが抜き出されてゐるわけだ、職域差というよりも、それは特別な仕事の観点から出されてゐるわけだと思ふ。これを混同されて来ると、非常に間違つて来るのじやないか、それで、最後の、同一の職業の中において、一般官吏その他のいろいろの技術職員とか、いろいろありますが、教員に對して職階制を布くということについて問題があるわけなんです。これは、私、質問するといひのですが、時間がないからその前に言ひますと、職階制というものは、アメリカにおいてはどこにおいても、教員については布けないといふことをいつてゐる。それほど教育といふものの内容は至極むずかしい。そういうふうな観点で、今どうしても職域差といふものを赤城さんが主張されてやまない。ところが、我がはずと今まで聞いておつても納得できないのです。なぜ納得できないかといへば、先般も公述人が言つたように、高等普通教育、いわゆるリベラル・コース、これはあなたの論からいへば、小学校と中学校の間に別の俸給建てをしなればならぬというが、中と高よりもなお小と中の間のほうが、職域によつては、片方は全科担任、片方は各教科担任、根本的に違ふのです。その専門的要素からいつたならば、根本的に違ふ。片方は各教科担任、専門的にやる、片方は全科担任、而もその中で今度は幼稚園と小学校ならなお違ふわけですね。全然内容が違つて来るということになれば、そう

いうふうになれば、あなたの論からいへば、幼稚園の表、小学校の表、中学校の表、高等学校の表、大学の表を作つて、更にその上に一級と二級の給与差を作り、高等学校においても一級と二級の給与の別表を作らなければ、これは合理的に私は行かぬのじやないかと思つて、何としても腑に落ちない。それで、専門だといふのは、学校教育法の中にある専門的といふのは、これは専門職からいつたら答へがでると思ふ。これを盾にとられて、専門だ、専門だといわれれば、これは本論論じやないとしても、判定が明確に出て来ると思ふ。それを赤城さんは固執せられないので、あえてそれを追及しようとは思ひませんが、そういうふうになれば、私はどうしても、高等普通教育といへば、一般の、この法案の提案趣旨からいへば、今の普通高等学校は該当しないのじやないかと思ふのです。該当しない。あなたの言つてゐるのは、高等工業学校とか、高等商業学校とか商船学校とか、その他専門的な技術を教える、或いは特殊技能を教えるといふのみの、いわゆるテクニカルな意味の学校ですね。そういうものに使へる以外に、私はこの提案の趣旨からいつて出て来ないと思ふ。そうすると、私が昨日言つたように、産業教育法によつて、そういう措置は先年講ぜられて来ておると思ふ。これは屋上屋を架することになると思ふ。ですから、そういう職域差というものについて、腑に落ちるような御説明が仮におできにならなかつたら、これは失礼ですけれども、いさぎよく一つ、そこところは工合が悪い、学校教育法から見ても当初赤城さんが説明

せられたところから見ても、やはりあとで考へてみると誤解する点もなきにしもあらずといふような観点から、是非ともそこを一つ善処せられよう、御答弁を期待するのです。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 専門教育といふことは、今、岡さんのお説の通りだと思ひます。ただ、どうしても私は、高等普通教育の中に、中小学校よりも、何と言ひますか、専門化してゐる、或いは又濃度が、濃さが強い、こういうふうに見ておりますので、どうもその点が……。

○岡三郎君 成るほど中小の間に給与の差を付けるまでは、あなたの論から言つたら、それをやらなかつたら、いわゆるジュニア・コースとシニア・コースのそういう差と、これを無理に断ち割つて、ほかのものは別なんだ、これでは私は誰も納得しないんです。それならば、もう八本建の給与を作らざるを得ないと思ふ。そういう点で、まあそれ以上御説明ができなければ、こつちもそれだけでどうも止むを得ないと思ふのですが、もう少し……。

○加瀬亮君 提案者に重ねて伺ひたいのですが、政府当局の文教政策を見ますと、六・三制の義務教育というものを一層徹底させようという立場をとつておる。それから今も出ました産業教育振興法なり或いは理科教育の振興法によりまして、科学教育とか技術教育に努力を払うような方向に向いて来ておる。或いは立場を変えて本年度の予算説明を聞いて見ても、日本の経済界の不況打開が現下緊要のことであるといふのは、政府みずからの説明にも述べておるところである。で、この経済不況の主なる理由として挙げられてい

るものは、非常に技術的に科学的に日本が世界と比べて劣勢になつてしまつたというのが常識になつておる。で、この常識を政府が認めるならば、認めるからこそ、文教政策にも科学或いは技術面というものに重点を打出して来たんだらうと私もは解釈しておるわけなんです。これはこれでいいでしょう。そうすると、今、科学教育或いは技術教育における一番の陥没地帯はどこであるか、それは高等学校ではない。小中学校における科学教育担当の適任者がいないことにある。適任者を得ようとしても得られないことが日本の科学や技術の振興を一番阻んでゐることなんです。これが延いては経済力の回復に将来の光明を見出し得ない理由になつておるわけなんです、そうなつて参りますと、日本として一番先に解決しなければならぬ良質の科学教師を小中学校に得るには、今度の三本建がプラスに響いて行くかということを考えてい。まず、科学教師は高等学校に偏向いたしまして、小中学校の科学教育は低下をいたしますし、日本の経済復興は永久に立ち上れないような羽目になるという大きな原因を作るということも考えなければならぬ。

これはあなたの方の属する自由党の政策にも大きな矛盾をしているところだと思ふけれども、政府の文教政策、或いは自由党の文教政策と、あなたのお出しになつた今度の三本建というものは、少しも矛盾しておらないという理由を明確に語つてもらいたい。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 小中学校に科学的或いは技術的な優秀な教師を必要とするということは、お説の通りだと思います。併し私は、なお、より

以上に、高等学校において科学的或いは技術的な教師が必要であつてこそ、初めてやはり日本の科学技術の発展に寄与するのだ、こういうふうな考へておられますので、このために、技術教育或いは科学教育、これが破壊されるどころか、やはりよりよくなるのじやないか、こういうふうな考へておる。

○委員長(村尾重雄君) 只今御出席になつておるのは、衆議院赤城君以外に、自治庁長官塚田さん、並びに人事院給与局長龍本さん、自治庁財政部長武岡さんが御出席になつておりますが、お急ぎだそうでありますので、できるだけ自治庁関係の質問を先にお願ひしたい。

○若木勝蔵君 今ここで論議されておる問題は、私はまああとから来たのではつきり知りませんが、附則の第二項の、大学高等学校の方面に関するところのいわゆる給与の切換の場合に、そこだけ区別して直近上位のものに合せ、切換をやる、ここを教育の職域差のない点からいへば、御質問になつておる、こう私は考へる。ところが私は、今委員長のお話もありましたから、この点を財源の上から一つ伺つてみたい、こう思ふのです。そこで直近上位の額とする場合において、どれだけの財源が本年度において要するか。この点について提案者はどういうふうな考へでございいますか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) この法律の施行期日は、御承知の通り、二十八年の一月一日からであります。こういうことになつておりますので、本年度といたしましては、二十八年の一月から三月まで、その費用を必要とするわけでありすが、国立大学におきま

して五千八百七十三万四千円と大体推定しております。それから公立学校におきまして一億四千八百五十八万七千円、こういう予算を持つております。これは通過しました予算であります。が、その修正の際に、地方の公務員に對しましては、平衡交付金として、財源として三億六千万円が含まれておりますので、その中から支出できる、こういうふうに見ておるわけでありま

す。

○若木勝蔵君 そうしますと、その三億六千万円というのは、修正予算において五十億を増額したその中に考へる、こういうことでありますか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) さようでございいます。

○若木勝蔵君 間違ひありませんか。そこで、あの修正予算というふうなもの、この点において非常な疑問点を持つておる。いわゆる衆議院におけるところの予算の修正の場合において、三補委員の説明では、これは五十億の中に三億六千万円入つておる、これは三本建のためにこれを見合せておるのである。それから、それを補足しておるところの河本委員の説明では、今年度で百四十二億の給与上のいわゆる赤字が出ておる、それに対してこれは五十億をそのまま打ち切りみたような恰好に出して出しておる。極めてここにあまりない点がある。それが衆議院の予算委員会において、予審委員の質問に對して、自治庁のここにおられるところの長官の塚田さんからの答弁と、それから改進黨のかたの答弁とにおいて非常に食い違ひがある。そういうふうな食い違ひの下に、その点が明瞭にならないうちに、あの予算が通

つておるのです。そこで、そういうあいまいな予算をバックにしてこの法案が提案されておるといふことになれば、非常にこの法案に不備な点がある。私はそう考へる。そこで更に伺いたいと思ふのは、五十億の平衡交付金というふうなものの中に三億六千万円の紐がつくとあなたは考へられたか。これは明らかにならねばならないことにならねば、この地方財政平衡交付金法の第三条の第四項に違反するといふことになる。そういう点をどういふふうにお考へになるか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 正式に紐が付くとはお説の通り考へません。併し修正の際に、これは三本建をするに必要とする費用だ、こういうことで三億六千万円を入れたわけでありすが、今のお話のように、少しく答弁の中に食い違ひがあると思ひますが、三本建をするといふこと、或いは又不合理は正というふうな意味で、言葉の表現がいろいろ違つておるやうであります。私は、不合理は正という中には、三本建によつて将来に向つて職域差を求めて給与体系を立てて行く、そのために要する費用も、或いは又、従来の不利益な点を人事院の細則或いは規則等によつて是正される場合も、両方含んでおりますので、そういう話合ひの結果、或る人はウエイトをこの三本建の法律というやうなところに置き、或る人は今までの不利益は正というやうな点にウエイトを置く結果、発言の上にも食い違ひを生じておるやうなことになつておるのではないかと、こういうふうに私は考へておるのであります。先ほども申し上げましたように、これは平衡交付金をこ

のために出すというやうなことにいたしましたとしても、平衡交付金の算定方法はおのずから別個の法律でありますので、それを拘束するといふことではないが、話合ひはそのために必要とする費用といふことで増額された、こういうふうな承知しております。

○若木勝蔵君 極めて私はいまいなうちにこの法案を提案されたといふことを確認せざるを得ない。そこで、あなたは、五十億の平衡交付金が増額されたといふことについて、当初に立てられておるところの地方財政計画といふやうなものがあるか、或いは変らないとお考へですか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) これは私もその点は詳しく存じませんが、変わるものと考へます。

○若木勝蔵君 当然これは私も変わつて来るものだと考へる。そこで、その変り方が、この三億六千万円の三本建の給与の部面だけにあなたは変るとお考へになられたか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) これは平衡交付金の算定基準が、こういうことを取出して、それを要素としての算定方針でないでしようから、それを含めてほかの基準の下にできると思ひますからして、そう了解しております。

○若木勝蔵君 すべてに亘つてこれが變つて来る、こういうふうな考へでございいます。

○衆議院議員(赤城崇徳君) そう考へております。

○若木勝蔵君 そこで、私は更に伺つて参りますが、御承知の通りいわゆる平衡交付金の額を算定して行くためには、単位費用を算定しなければならぬ。小学校について考へてみますと、小学

校の子供一人について先ず千九百円であるとか或いは二千円であるとかというものを決定する。その単位費用を決定して行く場合に、算定の要素になるところのものはこれはいろ／＼ある。先ず大体において学校自体の標準規模というものを考えて行かなければならない。これが一つ。その標準規模の中に考へて行く問題として、一学級の子供について何人にするか、一学級に対して先生が何人要るか、或いは結核の教職員を率をなんぼと見るか、産休の先生方の率をなんぼと見るか、教員の平均給与単価をどう見て行くか、或いはその地域における地域給の補正をどうするかというようなことが総合されてきまつて行くことになり得ます。それは御承知の通りです。そこで、あなたはこの法案を作つて行く場合に、当然そこへ落ちて行くことは私に考へる。平衡交付金によつてこれは処理されなければならぬ。その場合に、学校の標準規模というものをどういうふうにお考えになつていらつしやるか。この点を伺います。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 学校の標準規模までは考へませんが、今の一つの要素の中に、学校の教員の俸給という点も一つの要素になつておる。こういう点から、その全般的な措置の中に、給与が上つた分が現れて来ると言いますか、含まれて来る、こういうふうにお考えおるわけでありませう。

○若木勝蔵君 そうしますと、このいわゆる三本建によつて教員の平均単価が變つて来ると見なければならぬ。そうすると当然そこに、その要素が一つ變つて参りますから、この平衡交付金をきめるところの基礎になる単位費用

が變つて来なければならぬ。こういうことはお認めになりますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) そうで

す。

○若木勝蔵君 そこで、その点を私は更にお伺ひしておきたい。

現在我々は地方行政委員会において、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案というものを審議中であります。ところが先般の審議において、この問題を、ここに長官もおいでになりますか、いろいろ私が質問したことに対して、この法律案の最も重要な点は、これは単位費用を法律で定めるところになり得ます。それで、小学校から警察から、全部の平衡交付金を決定するところの単位費用というものでここに出来ておるといふことになり得ます。これは非常に重要な点です。もと、これは地方財政委員会の規則によつて定められたものを、これを法律に移行して、法律事項として取扱わなければならない。ところがあの修正されたところの予算によつて、当然当初考へておつたところの地方財政の計画が變つて来る。變つて参りますというところ、この単位費用は全部變つて来る。これは小学校、中学校の経費ばかりでなく、全面に亘つてこれは變つて参る。そこで、この問題について、一体、今この国会中に、今の時期において、而も当初の予算で以て修正されない予算で建てられたところのこの単位費用が、修正された予算によつて当然変らなければならぬというものを、このままにして審議するといふことは、我々は了承できない。これは当然政府として修正して提案し直さなければならぬ。こういうふうなことを我々は先般長官にも要求

しておるものであります。そうしますと、これは国会の開会中に我々は責任を以てこの審議に當つておる。国会が過ぎてしまつてから政府が勝手にやるというわけには行かない。そうなつて参りますと、この法案の審議によつて単位費用が決定して来なければ、あなたの考へておるところの平衡交付金で措置するといふところの最終決定がなされないといふことになり得ます。すると、その点から見ますといふと、今あなたの提案されておるところのこの法案といふふうなものは、この平衡交付金法の一部改正と関連を持ちましたら、そのものの審議がはつきりしなければ、これは全く架空な、予算措置の伴つておらないところの法案になつてしまふ。来年の三月まで三ヶ月間というものは、予算に關係して来るその部分の平衡交付金の決定ができなかつたら、今こういうふうに出しておつても、論議を重ねておつても無駄だといふことになり得ます。この点、如何ようにお考えになりますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 単位費用を法律で定めるところといふことはいいけないか、というふうなことも聞きました。これはやはり……。(それは反対だと呼ぶ者あり)

○若木勝蔵君 単位費用は、こういう法律事項として我々は審議して決定して行くものです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) これは、給与と俸給が仮に通過した場合もそうだと思ひますが、やはりこういう法律ができるかといふことになり得ます。次の機会が何か平衡交付金の単位費用といふものが變つて来るといふことにこれはなると、私は考へております。

○若木勝蔵君 そういふことは私はあり得ないと思ふ。それは一旦予算がきまりまして、そうしてこの単位費用がきまり、平衡交付金が交付されて来る、総額が決定して来る、その途中において不足を生じた場合には、これは補正予算で以てこれを補うといふことはあり得るけれども、単位費用においては變りがない。ところが今回の場合には、修正の予算によつて当然この単位費用が變つて来る。同様にお考えになることは私は誤りだと思ふ。如何でしょう。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 補正予算によつて變つて来ることはお認めにしようか、これは變つて来る……。

○若木勝蔵君 単位費用は變らない、法律で決定したものであらうから。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 補正予算で變る場合はちよつと私もよく承知してないのではありませんが、どういふ場合でございませうか。

○若木勝蔵君 交付金が足りない、当初の予算で足りない場合に補正して行く、そのときに単位費用まで變えてしまふといふことはあり得ない。

○衆議院議員(赤城宗徳君) この法律の場合におきまして、若しそういう費用が足らぬといふことであるならば補正予算を組む、これは法律で支出する義務を生ずるといふことになれば、当然そういう補正予算で組むか、支出する方法を、これは予算上の措置をとななければならぬ、こういうふうには私は考へません。

○若木勝蔵君 それは考へ方が違ふ。そういう簡単なことで処理はできない。これは不足を生じたから補正予算で以て金を出して、そうして一億五千

万円の三本建をこれを直してしまふといふことは、これはちよつと意味が違ふ。根本において違ふ。単位費用が改訂できて、この法律が成立しなければ、平衡交付金を交付する方法がないといふことをあなたに伺つてゐる。それをどう思ふか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 自治庁長官がちよつとその点で御説明申し上げます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはお尋ねの要点はこういうことではないかと思ふのであります。御承知のように今度のこの五十億の平衡交付金の総額というものは、初めから、起案者の考へ方では、この費目と費目をこれだけというふうには、はつきり金額と費目が繋がつてきまつておらなかつたように思ふのです。大体給与の是正分とそれから新しく他の修正をした部分に伴う地方負担の増加といふことが狙ひであつたと私は了解してゐる。そういうふうにお考えられて出て来た五十億の中に……、ただこの俗に言う三本建法案に基く必要額といふもの、これは、そういう一切のものの先に、これだけは三億六千万、この目的のために取つておくと、こういう考へ方であつたやうであります。従つて我々は、五十億の中からして三億六千万といふものを引いた残金の結局四十六億四千万ですか、これを、その他の一般の給与の引上げ、それからして修正部分に伴う地方負担の増といふものに、地方財政計画といふものの建直しをやつたらどうか。これは平衡交付金の本来のあり方から言へば逆であると思ひますが、併し今度の場合には国会で御修正になつたので、その趣旨を尊重して、

てみて一億五千万円だけについては、少くとも自分としては、はつきり責任を以て答弁ができるというふうなお氣持のようでありますが、その一億五千万円足らずのものの算出の根拠、今、松澤さんがお聞きになった根拠、この適用範囲が、員数にして幾らで、そして平均単価が幾らで、そして三カ月分までこれ／＼という根拠については、十分知らせて頂きたいということ、それから第三に、三億六千万円の残りの二億一千万円、その二億一千万円の行方については、我々もいろいろ三党の交渉に当つた関係の方々、又、当局の方々にその使途をお尋ねするのですが、或る人たちは、これは小中学校の給与のこぼし、これは正に使うのだという相強い信念を持つた人もありになる。それから又、先ほどの塚田長官の御答弁によりますと、いや、それは最初の予想が狂つたのだから、あとの二億一千万円は何に使うやらわからんというふうな御答弁、又、先ほどの赤城さんの御答弁では、いや、そうではない、はつきり小、中学校の給与の是正に使うとおつしやらんけれども、併し一応とつた三億六千万円の枠の残りだから、この三本建関係以外の給与の是正に使われるのだらう、又是非使いたいという御答弁なんです、その点の食違ひにつきまして、やはり三党の交渉の過程においては、それはいろいろ主観が混じるものだから、人によつて意見が異なる。これは止むを得ない。併し、少くともこうやつて予算に組まれて、そうして法律になつて出て来る以上は、その点について、提案者の人たちに於いても、又政府と提案者との間においても、はつきりと

した方針が立つていなければ、我々が聞く相手々によつて皆違ふことを言われたのでは、我々はまじめに審議することができない。又審議の結果に対して責任を持つことができないわけなんです。その三点について詳しく御説明願ひたい。

○衆議院議員(赤城宗徳君) その算定の基礎について申し上げます。私のほうの法律によつて必要とする費用の基礎であります。公立高校の員数は現在約八万三千人と抑えたのであります。それで、この法律に該当する人員、これは現行法の七級から十二級に属する職員でありますから、八〇%と見まして、その該当人員を六万六千四百人、一人当りの一号上る単価を現在の九級の中位の号俸でとりまして、これが六百万円になつておるわけでありまして、で、この六百万円に六万六千四百人をかけまして三億九千八百八十四万円、それに勤務地手当の一割五分、この金が五百九十七万六千円、これで一カ月の所要額が四千五百八十一万六千四百円、それで三カ月分でありまして、一億三千七百四十四万八千四百円、これは公立高校の場合であります。それから公立大学の場合、現在の給与の表で七級から十三級に属する職員はそのうちの八五%と見まして、該当人員が三千六百九十人、一人当りの一号上る単位を八百七十五円と見まして、この八百七十五円に三千六百九十をかけたものが三百二十二万八千七百五十円、で、勤務地手当を一割五分、これを見ましたのが四十八万四千三百円、一カ月の所要額が三百七十一万三千五百円、これが三カ月分でありまして、一千百十三万九千九百円、この二つ

を合計したものが一億四千八百五十八万七千四百円、こういう計算の基礎になつております。

○秋山長造君 二億一千万円は……

○松澤兼人君 三億六千万円の差額……

○衆議院議員(赤城宗徳君) 予算が成立しておりますので、三億六千万円につきましては自治庁長官のほうからお答えをお願いいたします。

○国務大臣(塚田一郎君) この三億六千万という数字は、最初から申し上げておりますように、審議の過程において出て来た数字なんです、現在の段階におきまして予算的にはそう大きな意味を持つておらないと思ひます。ただ現実には要らなくなつた分をどういう工合に措置するかというところに、この三億六千万と一億四千八百万との差額が出て来るから、そういう意味において三億六千万という数字が問題になるのであります。併しこの三億六千万という数字がどこから出たかということ、私も、参議院の予算委員会におきまして衆議院の田中議員が御説明になつたところが恐らく真相だと思ひます。あります、私も、そのとき田中議員の説明をそのまゝ皆さんにお伝え申し上げました、田中議員は、小中学校の職員が四万人、高等学校の職員が八万人、その合計十二万人のものを階級是正というものを主として考えて、一人平均一カ月一千万三カ月分という計算で、三億六千万という数字を出しになつたように聞いております。

○秋山長造君 赤城さんに更にお尋ねいたしますが、只今の御答弁では、この一億五千万円の根拠になつた数字、即ち高等学校の現在人員八万三千人のうち六万六千四百人しかこの法律の適用がないということなんです、あとの二〇%の人たちの扱ひはどうお考えになつておりますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 該当人員が八〇%と申し上げるその数が六万六千四百人、これはこの法律の特別俸給表の口の表で四級から九級まで一号俸だけ上るわけでありまして、その金が今申し上げたような額になるわけでありまして、でありますので、その他につきましては切替に當つて別に一号俸を上げるといふ措置はとつておりません。

○秋山長造君 そういたしますと、先ほど加瀬委員その他からいろいろ基本的な問題についてお尋ねがありましたときに、高等学校と小中学校とは、やはり必要とする能力に差があるのだ、だから、それに基いて職域差を認めなければならぬんだという前提から割り出しますならば、高等学校の職員である以上は全部の職員にこれは適用されなければ、その論理は一貫しないのじやないですか。例えば四級から九級までの人の一号俸ずつ上げるといふことであるならば、それ以前の人放つておいてもいいのかどうかということになると、それ以前の人には能力に差はないんだ、そうして四級を越した途端に、急に小学校、中学校と差が出て来るというところは、論理が、筋が通らないと思ひますが、如何ですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 最高号俸がそれ／＼伸びておりますので、そういう関係から、実は二号俸くらいか三号俸くらい上げたほうが、最高号俸に達するときに同じくらいの年令になるというふうな考え方方も一度は持つたのであります。

ういう人にはその適用はありませんね。
○衆議院議員(赤城宗徳君) 職域の差を認めるから全部上げなくちやならんというふうなことは私も考えておりません。

それから今年の春、出た場合に、だんだん昇給して行つて、春、新制大学を出すれば、現行法では三級の二号の八千五百円でありまして、それから昇給しておつて、四級に行つたときに一号上つて行く、こういうふうなことになるから、これは将来に向つての法律でありますから、勿論、今年新制大学を出した場合に適用がされて行くことになるわけでありまして。

○秋山長造君 その点は、将来何年か経つて四級になつた場合に一号俸上るということになるのですか。現在適用を、この法律が施行される当時の適用を受けられない人は、結局永久に適用を受けられないのじやないですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 違います、やはり四級から前の者は当然その時期になれば一号上つておりますから、適用を受ける。こういう形になつております。

○秋山長造君 併し附則の二項において「この法律施行の日において」この新しい俸給表の「適用を受けることとなる職員の職務の級は」と謳つてあるのはあなたのおつしやるような意味なんですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) この附則の二項は切替の際の措置でありますので、切替の際には四級から九級までの人は一号ずつ上りますが、切替後におきましては、この俸給表の適用を受けますので、この四級前の人は当然その

時期に達すれば一号ずつ上るといふことになる。

○秋山長造君 その点は確かですね。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 確かであります。

○加瀬亮君 塚田長官に伺いたい。さつき若木委員の質問に対する御説明は、まだ問題が残つておるようになりまして、もう一度御説明を承わりたいと思ひます。それは、只今問題になつておりました一億五千万円の問題であります。これは三本建にするために単位費用の単価が当然上らなければならぬ、単位費用の単価を上げる裏付としての一億五千万円ということであるならばわかるわけですが、あなたの御説明ですと、単位費用には関係なく、三本建という法律が通れば、これはこの目的のために出せるという御説明のように承わりましたが、さうに承知していいのですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これはさういふように御了解願ひたいのであります。この三本建の法律が通れば、この法律の趣旨に従つて、高等学校教育費の単位費用を上げる、そういう形で、この必要金額を各府県に配分する、こういう意味でございます。

○加瀬亮君 そこで、若木委員の質問いたしました点は、単位費用を一つもこの法律と並行して変えて行くような方法をとつておられないやないか。さうなつて来れば、今出されておりますところの平衡交付金の一部改正の案が通れば、これは主体について五十億、三本建から考へても一億五千万円の裏付けによる単位費用の基礎計算というものが狂つて来るわけですが、その改正をしなくてこれをどうして出すんだ。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは、この単位費用の改訂は、法律、予算の措置がきまつた上で、それに応ずるようになさるを得ない状態なのであります。この法律自体が御審議中でありまして、この法律に基いた単位費用の改訂というものを今すぐやるというわけには参らないのであります。さういふような事情で延び／＼になつておるのであります。これがきまります。趣旨に従つて単位費用は変えて行かなければならない。

○加瀬亮君 予算案はもう通つて、五十億という枠はきめられてゐる。幅は拡がっている。ですから、その一億五千万を含んだ五十億全体について、単位費用の計算が当然なされて来なければならぬはずだと私も解釈する。

○國務大臣(塚田十一郎君) その点は、先ほども申し上げましたように、五十億という数字が、提案者の意図では、最初から、これとこれというようにはつて出して出ておらなかつた。今度の国会修正の特殊な事情でありました場合には、さういふような結果になつても止むを得ないのであります。併しこの法律に伴ふ必要額というものは、必ず、先ほども申し上げましたように、これだけは、はつきりと法案で出ておりますから、確保されておるものと考へます。私もそれは実施しなければならぬ。従つてこれを確保した残りの財源を、主として提案者の考へられていたその他の給与の改訂と、それから今度の修正予算に伴う地方負担の増に、適当に按分し、更に、それで以て余りがあるならば、その他

の目的に、当然この金額が予算に通つておる以上は、他の費目に當てて、平衡交付金を増額するという措置をとらざるを得ない。そのやり方は、確かに平衡交付金の本来のあり方から言へば逆になつておるけれども、これは国会で御修正になりました。時期的に、単位費用の考へ方よりも、予算のきめ方のほうが遅れておつたのと、さういふ事情がありましたために逆になつたので、これは私も止むを得ないと思つております。

○秋山長造君 今の加瀬君の質問に關連するのですが、只今自治庁長官は、予算がきまらなければ単位費用の決定もできないというお話でありました。それは違ふのじやないか。やはり今回の国会に提案されました最初の予算にいたしまして、一方では予算の提案があり、他方では平衡交付金の一部改正の提案が並行して出ておる。さうしてその平衡交付金の改正案の中には、あの表に出ておる単位費用で予算が組まれて出ておる。さうしてこの平衡交付金の条文にもはつきりさういふことが書いてある。ただ今回の場合、塚田長官のおつしやるのは、三党協定がなかつた手間とつて最後の線がなかつた。さういふので、単位費用が決定する余裕がなかつたのだという意味でおつしやつたならば、或る程度了解が行くのであります。さういふ意味ですか。

○國務大臣(塚田十一郎君) この点は、この三本建に対する平衡交付金の単位費用の改訂の場合とその他の場合とは違ふのであります。この場合には法律にはつきりと書いてありますから、これがきまれば、さうしてこれ

に対する予算というものが枠の中に取つてある以上は、これがきまれば、当然これは高等学校の教育費の単位費用の改訂を行はれる。ところが、その他の残りの部分は、さてその残つた部分を、いよいよ修正の地方財政計画に則つてその計画がきまりました上で、その計画に應じて今度単位費用を変えて行くのでありますから、ちよつと事情が違ふのであります。それから、更にもう一言申し上げますならば、一番正しいことは、国会が五十億の御修正を平衡交付金についてなさつたときには、勿論三本建のものはその中で幾ら、その他の一般給与の改訂は幾ら、それから新らしく地方負担の増加、今度の修正に伴う地方負担の増加が幾らということ、さういふ意思をおきめになつて、さうして法的措置を必要とするものはすぐにそのときの法的措置の方針を授けられれば、勿論、事務は私どもがやるわけでありまして、さういふ工合にすれば、政府が最初出したときと同じように、予算が出る、それに伴う法案が出るというように行つたわけでありまして、ですから、その修正の五十億のときにこの法律が出る、更に、今度の給与の改訂の部分も額がきまれば、当然、今、地方財政委員会が御審議中である単位費用の改訂というものは考へられる。ところが、さういふ提案者の御意思がはつきりしませんと、従つてこの地方財政計画というものがなかつたままなんです。あちらの政府が出しておりますけれども直せない。これはまだ法案が審議中であるために、これに基く改訂も勿論行へない。さういふ結果になつておる。

○秋山長造君 併し、それにいたしま

しても、予算が三党協定ができて、最終的に予算案が確定したのは半月ばなんだ。而も国会が御修正になつたというのを再々おつしやるのですけれども、国会が御修正になつたといつても、又、言葉を変えて言へば、自治庁長官もその一員であられるところの三党が修正なさつたのですから、だから、国会が修正なさつて、而も付けるべきものを付けてなかつたのだから仕方がないという理論は、我々の立場から言へばちよつと受取りかねるのです。併しまあいづれにいたしまして、その早々の間で、そういう十分な法律で定められた処置が付けられないまま、取りあへず総額だけがきまつて、ああいうような形で国会に出て来たということだろと思うのです。併しそれにいたしまして、平衡交付金法の第十二条の三項に、「地方行政に係る制度の改正その他特別の事由に因つて第一項の第一項といふものは、単位費用の表ですが、第一項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で同項の単位費用についての特例を設けることができる」ということが書いてあるので、即ち、国会の閉会中にそういう問題が出た場合は、必ず国会の閉会中にその単位費用の変更を決定しなければならぬということが、はつきり法律で置かれておるのです。そうして、まあ、どれだけこの単位費用の変更について努力と時間がかかるか知りませんが、いづれにいたしまして、それから衆議院を上つて今日まで二週間以上を経過しておるわけでありまして、その間に、政府当局におかれまして、又三

党におかれまして、当然この法律にきめられたように、現在我々の手許に出しております地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を、もう一度新しい予算内容に即応するように訂正をなさつて出直さなければならぬのが、これが当然だと思ふのです。然るに、そういうことはなしに、我々が現在審議しておる予算は、新しい予算修正された予算、そして地方財政平衡交付金法の一部改正案は、修正された予算の前に政府のほうで作りなつた古い単位費用の法案である。こんなことでは、丁度改正前の古い時間表をもとにして新しい旅行計画を作ろうとするようなもので、幾ら、いゝ悪いわと言つて議論したところで、きめられた時間に行つたが汽車は着かぬというようなことになつて、とんちんかんになつてしまふ、やはり私はこの際、単位費用の変更を行われ、予算に即応するような地方財政平衡交付金法の改正案といふものを提出されて然るべきじゃないか。こう考へる。

○若木勝蔵君 只今秋山委員から、私と全く同じところの意見が出されておるのでございまして、我々は、今、地方行政委員会において、この地方財政平衡交付金法の一部改正法案について審議中である。これが決定しない間は、ここで幾ら議論を重ねても問題にならない。そこで私は、この我々の審議が終るまで、この今日の合同審査を保留にすべきである。こういうふうな動議を出します。

○委員長(村尾重雄君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(村尾重雄君) では速記を始めて下さい。

先ほどの秋山君の質問について答弁願ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは、人事委員会の方々は地方行政委員会の審議の模様を御存じありませんので、若し誤解を起すといけませんから、一応はつきり申し上げておきたいと思ふのであります。今、地方行政委員会では問題になつておりますこの単位費用を改訂するかしんかという問題は、二つあるわけなのであります。一つは、この法案に基いての改訂の問題と、もう一つは、この五十億の中からこの法案の実施に必要な部分をきめた残額をどういう工合に財政計画を組むかによつて、おのずから単位費用を改訂しなければならぬということと、二つあるわけでありまして、そうして、そのあとの問題のほうはな／＼まだきまらぬのであります。併し、人事委員会が今合同審査をなさつておられますこの問題についての部分だけは、これはもう私もとしましては、これが衆参両院を通じて確定の法律となる前には処置のしようがないのだ。勿論、国会がこの法案を出しになると同時に、国会自身が単位費用改訂の法案を出しになるならば、これは別でありまして、私も、私もとしましては、この法案についての単位費用の改訂は、この法律がしつかりした法律になるまでは、これはできないのであります。従つて、今ここでその問題がきまるまでというところであります。私も、私もとしましては、それは前後が逆であると申し上げざるを得ないのであります。併し、その他の部分は、これは地

方行政委員会においていろ／＼議論になつております問題で、おのずから又別な御答弁を申し上げなければならぬ面があるのではありませんが、国会においての部分はそのように扱う。その上で御判断を願ひます。

○秋山長造君 只今の御答弁は、昨日、地方行政委員会において塚田長官が御答弁された点と多少食い違いがあるんじゃないかと思ふのです。昨日塚田長官は、この点については、全くこの法律に書かれておる通りで、政令その他でやりになる場合は、国会閉会中の特例として、特別な場合、現在国会が開会中であるから、当然この法律の建前から行けば、この単位費用を改訂して出す、変更して出すということが本筋である、そして今昼夜を分かたずその作業を続けさせているんだという御答弁があつたと思ふのです。ところが、今のお話では、全然この問題については、この会期中おやりになる意思はないという御答弁なんです。それはどういふことなんです。

○國務大臣(塚田十一郎君) 今の秋山委員の御指摘になりました部分は、主として先ほど申し上げましたこの予算の部分について私が御答弁申し上げた趣旨なんでありまして、あの地方行政委員会のときにおきましての速記録をお調べ下されば残つておると思ふのです。が、この法案に属する部分は別でございまして、というところを、はつきり申し上げておる。勿論どちらの面から行きますとも、この単位費用を改訂しなければならぬのであります。この法案に属する部分は改訂しなければならぬ、而も改訂の作業に取りかかれる時期

は、さつき申し上げたように、この法案が国会の確定意思として両院を通過して成立したときであります。その他の部分は提案者の意思を酌んで、私どもは財政計画の組み直しをして、その組み直しさえきまれば、当然作業にかかれる部分でありますから、先ほど申し上げたようにあちらではお答えしたわけでありまして、併しその部分は若干検討いたしてみたら、今の二億一千万の部分のはつきりとまだどこに使うかというところは、大蔵省との間の話し合いが確定しておらんのださうであります。まだ作業が本格的に進められる段階に行つておらないというのを聞いて、たゞ、これは若しお尋ねがあれば、どちらの委員会かでの御答弁を訂正しなければならぬ、実は思つておるのではありませんが、併しこれは、この委員会に關係のない部分であります。この委員会に關係のあるこの法案に關係した部分といふものは、當時も今もちつとも考え方は變つておらない。

○秋山長造君 これはいささか意外なんでして、長官が昨日地方行政委員会の上で申し上げた御答弁の中には、この三本建の法案だけは別だといふお断わりは絶対に私はなかつたと思ひます。

それからもう一つは、この法案が確定しなければおつしやいますけれども、併しこの法案の裏付けとなつていふ予算といふものはすでに二週間前に確定をいたしておりますから、それが確定した以上は、この平衡交付金法の第十二条に基いて、この予算と見合ふだけの単位費用を御決定になつて、我々の手許に御提出になること

は、これはもう当然中の当然だと思ふのであります。でありますからして、五十億のうち一億六千万円だけは別だとか、別でないというような議論は、間違つた議論であつて、当然一億六千万円も、その他についても、単位費用につきましては、この予算と吊り合ひのそれだけの単位費用をお出しになるのが、これはもう当然の順序じやないか。さうに私は考えるのであります。如何ですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) この点は、もうこれ以上申し上げると水掛論になりますので、どうか速記録をお調べ願ひたいと思ふのであります。私はこの間の地方行政委員会でお答えを申し上げておきましたときも、そのようにはつきりと考えておりましたし、私の記憶では、こちらのほうは別ですといふことを確かに申し上げたような記憶がありますので、どうぞお調べを願ひたいと思ひます。それで、繰返して申し上げますが、更にこの政府の自由に任された財政計画の変更に伴う単位費用の改訂の部分は、確かにこれは作業が遅れておつて申訳ないのでありますけれども、今も申し上げますように、これは提案者の考え方と、それから我々の考え方と、大蔵省の考え方が、なか／＼一本になりませんやうな、これは行政部内の非常な混乱の一つの点であります。が、そういうやうな事情で、早急には単位費用の変更というところまで行かなくてはならない事情であります。とは、この間、申上げた通りであります。

○千葉信君 提案者にお尋ねいたしますが、今、平衡交付金の三億六千万円の問題をめぐつて、その審議の過程で、

一億四千八百五十八万円の基礎については、この法律案による平衡交付金の算定が一応はつきりました。が、それ以外の分については、これは問題になります。さうして又、今問題になつております平衡交付金法に基づく積算の問題についても、これは当委員会としても相当はつきりと問題を究明しなければならぬと思ふのですが、ところが、ここにもう一つの問題があるのであります。それはどういふ点かという、頂いておきます資料によりますと、一般職の給与法改正案に伴う予算額の明細書として、国立学校の分、高等学校を合んで十三級から七級、つまり新しい十級から四級までの、この一月から三月までの給与の是正に伴う予算の所要額として頂いておきます資料によりますと、これは本法に対する別枠として千七百二十五万四千、それからこれに對して勤務地手当一割五分という算定で二百五十五万三千七百五十円、その合計額が千九百五十七万八千七百五十円、私はこの算定の仕方にかなり杜撰な点があるかと思ふのですが、第一が勤務地手当を全国平均の一割五分という恰好で計算されたところもありまして、それから本法が上つた場合の諸手当の増加率については殆んど考慮されておらないやうな明細書でございます。併しまあそれはそれとして、本俸を含むところの国立学校の一月分の所要額が千九百五十七万四千、これに對する一月から三月の所要額というのは五千八百七十三万四千、これが私どもに頂いておきます明細書でございます。

とところが一方、二十八年年度一般会計予算参考書として、この参考書は衆議院が修正議決したところに従つて、歳入歳出予算の各目の経費の金額等を整理印刷したものであります。これによりますと、文部省所管のうちの国立学校の分、昭和二十九年一月以降において教員の給与体系を是正するため必要な経費であります。こうしてここに計上されておる予算は千八百萬円でございまして、さうすると、頂いておきます資料の合計五千八百七十三万四千からいたしますと、四千七十三万四千、歳密には四千七十三万四千不足する予算の修正でございまして、これは一体どういふことでございまして、資料の誤まりでございまして、それともこの予算修正が誤まりでございまして、どちらですか。

○衆議院議員(赤城崇徳君) 協定の際に算定された額が一千八百萬円ということになりましたので、修正の際も一千八百萬円、こういうことに相成つておつたと思ふのです。事実、私どもは三本建になつた結果は、只今お手許におあげしておりますように五千八百七十三万四千、これが私ども正確とはいひかねますが、大体におきまして国立学校に三本建を行なつた場合に必要な大学及び高等学校の給与であります。私から申上げるのはどうかと思ひますが、差額は補正予算等によつて措置するよりほかにないのじやないかというふうに考えております。

○委員長(村尾重雄君) 暫時休憩いたします。

午後六時十八分休憩

午後七時五十六分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続きまして開会いたします。

お諮りいたします。本連合委員会の運営につきましては双方の委員会の委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村尾重雄君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十七分散会

昭和二十八年九月十一日印刷

昭和二十八年九月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局